

愛南町地域防災計画及び水防計画改定委託業務 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は愛南町（以下、「甲」という。）が発注する「愛南町地域防災計画及び水防計画改定委託業務」（以下、「本業務」という。）について、受注者（以下「乙」という。）が実施しなければならない作業内容等を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、災害対策基本法に基づき、地域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、南海トラフ地震や津波、高潮、洪水、内水への対応や、線状降水帯による浸水害・土砂災害等の教訓を踏まえ、愛南町地域防災計画及び愛南町水防計画（令和4年3月）（各計画の資料編を含む。）の更新を行うもので、国の防災基本計画、愛媛県地域防災計画及び各種法令等との整合性を図りつつ実効性のある愛南町地域防災計画及び水防計画に改定することを目的とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月25日までとする。

(業務対象地域)

第4条 本業務は、愛南町全域を対象とする。

(準拠する各種法令等)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等（令和8年7月までの法律改正、国・愛媛県の防災対策の取組み・施策等の取り入れを含む。）に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（令和7年5月改定）
- (2) 災害救助法（令和元年新施行）
- (3) 南海トラフ地震防災対策基本法（令和7年7月中央防災会議）
- (4) 津波防災地域づくりに関する法律（津波避難計画含む。）
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 水防法 国土交通省（令和7年12月）
- (7) 防災基本計画 中央防災会議（令和7年7月）
- (8) 愛媛県地域防災計画（令和6年発簡）・愛媛県水防計画（令和7年度）
- (9) 愛南町地域防災計画（令和4年発簡）・愛南町水防計画（令和4年発簡）

- (10) 各種ガイドライン
- (11) その他関係法令、条例、計画等

(業務の指示及び監督)

第6条 乙は、業務の実施にあたり、委託契約書に基づき、甲が別に定める監督員等と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(提出書類)

第7条 乙は、業務の着手にあたり、次の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

1. 着手届
2. 業務実施計画書
3. 主任研究員又は主任技師
4. その他必要書類

(主任研究員等)

第8条 乙は、主任研究員、主任技師及び研究員、技師をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 主任研究員又は主任技術者は、甲の防災・減災情報に精通した者とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- 3 乙は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(打合せ・協議)

第9条 業務の実施にあたって乙は、業務の円滑な遂行を図るため、甲と密接な連絡をとるとともに、業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて打合せを行い、その都度記録し相互に確認するものとする。また、その他甲が必要と認めた場合も打合せを実施するものとする。

(疑義等)

第10条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(貸与資料)

第11条 本業務を実施する上で必要な資料は、乙が甲から貸与を受けるものとし、業務完了後は、速やかに甲に返却するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、業務上知り得た事実を他に漏らしてはならない。また、成果品についても甲の承諾なく貸与、公表、使用してはならない。

第2章 業務内容

(業務概要)

第13条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料の収集、整理、分析
- (3) 修正方針(案)の作成
- (4) 修正素案の作成
- (5) 成果品とりまとめ

(計画準備)

第14条 本業務の目的、業務内容、履行期間を踏まえ、甲が定める策定方針、並びに監督員等との協議に基づき、業務実施計画書を作成するものとする。

(資料の収集・整理・分析)

第15条 本業務の実施にあたり、既に甲が準備している資料との整合を図るとともに監督員等との協議により、必要となる資料の収集・整理・分析を行うものとする。

(修正方針(案)の作成)

第16条 乙は、甲が定める策定方針に基づき、次の事項に留意して地域防災計画及び水防計画の修正箇所一覧表を作成するものとする。当該一覧表は、新旧対照ができるような内容とすること。

- (1) 国において令和8年7月までに制定及び改廃された法令等を本計画に反映させる必要がある事項
- (2) 愛媛県において令和8年7月までに制定及び改廃された条例等を本計画に反映させる必要がある事項
- (3) 国、愛媛県及び愛南町における組織機構改編に伴う名称等の変更及び関係機関の組織名等の変更による字句修正等
- (4) 町内人口の減少に伴い本計画の修正の必要性が認められる事項
- (5) 令和7年度に愛媛県が実施した津波や地震の被害想定調査結果等に基づき、浸水地域や建物被害、人的被害の想定を更新が必要となる事項
- (6) その他、社会情勢等の変化に伴い本計画の修正の必要性が認められる事項

(修正素案の作成)

- 第 17 条** 乙は、策定方針を踏まえ、甲の指示に従って、愛南町地域防災計画及び愛南町水防計画の修正素案を作成するものとする。
- 2 修正素案を作成する際には、汎用的なソフトで作成し、甲が制約なく出力及び編集できるものとする。なお、現計画は、Microsoft Word 形式にて甲が乙に提供するものとする。
 - 3 町独自の取組みに関する事項については、甲との協議による細部指示を反映するとともに、町関係各課等の縦覧や防災会議委員等の意見等により指摘された事項については、甲との協議の上、修正作業を行うものとする。なお、関係機関との調整事務は、甲が行うものとする。
 - 4 本町は、町全体が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、甲と協議うえ、南海トラフ地震防災対策推進計画の修正を行うものとする。また、「南海トラフ地震の新たな被害想定」が示す被害を軽減するため、国及び愛媛県の対応を確認するとともに、甲と協議のうえ作成するものとする。
 - 5 各計画の資料編は、甲が提供する資料を基に、乙は甲の指示に従って関連資料及び各種様式等の更新作業を行う。
 - 6 関連法律の改正や制度変更の情報を継続的に提供すること。なお、災害対策基本法を中心に本計画内容の整合性を図ることを目的として、関連法令が改正される都度、その改正箇所等に関する説明資料を作成し、提出すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、防災に関する分野を網羅することとする。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 18 条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

1. 地域防災計画及び水防計画修正確定原稿（A 4 版簡易ファイル） 各 1 部
2. 上記成果品の電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1 式
3. 業務報告書 1 式
4. 防災分野に係る情報提供及び法令改正資料 1 式
5. その他甲が指示するもの 1 式